

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

神山町建設課水道係より大切なお知らせ

令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。

※旧制度で指定を受けている指定給水装置工事事業者は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10. 4. 1~H11. 3. 31	R元年9月30日~R2年9月29日(1年)
H11. 4. 1~H15. 3. 31	R元年9月30日~R3年9月29日(2年)
H15. 4. 1~H19. 3. 31	R元年9月30日~R4年9月29日(3年)
H19. 4. 1~H25. 3. 31	R元年9月30日~R5年9月29日(4年)
H25. 4. 1~R元. 9. 30	R元年9月30日~R6年9月29日(5年)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者に、郵送で通知します。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能および数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・申請書（様式第1号）
- ・機械器具調書（別表）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3号）
- ・登記事項証明書および定款（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）
- ・主な確認事項

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準（法第25条の8および法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- (1) 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- (2) 指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- (3) 給水装置工事主任技術者の研修会の受講実績
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・外部研修の受講実施履歴等
※社内研修は添付不要
- ・施工者の経験の有無および配管技能の資格を証明する書類
(資格証等)